

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県おかもやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

【告示】

- 工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額の一部改正

（以上県例規集登載）

財産活用課

都市計画課

耕地課

畜産課

〃

スポーツ振興課

〃

文化振興課

環境企画課

目次

担当課（室）

【人事委員会】

- 岡山県保健所使用料額の一部改正
 - 岡山県精神保健福祉センター使用料額の一部改正
- （以上県例規集登載）
- 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
- （以上県例規集登載）

保健福祉課
健康推進課

人事委員会

〃

◎岡山県規則第八号

岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境保健センター条例施行規則（昭和五十一年岡山県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号(一中「八〇〇」を「八一〇」に、「二、九三〇」を「一、九六〇」に改め、同号(二中「一、〇一〇」を「一、〇二〇」に、「一、九二〇」を「一、九五〇」に、「三、一八〇」を「三、二三〇」に、「三、八一〇」を「三、八八〇」に、「九、五一〇」を「九、六八〇」に改め、同号(三中「二、九九〇」を「三、〇四〇」に改め、同号(四イ中「七、七五〇」を「七、八九〇」に改め、同(四ロ中「三九、四一〇」を「四〇、一三〇」に改め、同表第二号(一イ中「による」を「の規定による」に、「二二一、七四〇」を「二二五、八四〇」に改め、同(一ロイ中「一、〇四〇」を「一、〇五〇」に、「一、六七〇」を「一、七〇〇」に、「二、五二〇」を「二、五六〇」に、「二、八四〇」を「二、八九〇」に改め、同(ロ中「六二〇」を「六三〇」に改め、同号(二イ中「一、〇三〇」を「一、〇四〇」に、「一、六八〇」を「一、七一〇」に、「二、五九〇」を「二、六三〇」に、「二、八一〇」を「三、八八〇」に改め、同(二ロ中「一、三一〇」を「一、三三〇」に改め、同号(三中「八四〇」を「八五〇」に、「一、二三〇」を「一、二五〇」に改め、同号(四中「二二、七八〇」を「二三、二〇〇」に改め、同号(五イ中「四、七二〇」を「四、八〇〇」に、「九、三三〇」を「九、五〇〇」に、「三一、四一〇」を「三一、九九〇」に改め、同(五ロ中「一、六九〇」を「一、七二〇」に、「六七〇」を「六八〇」に改め、同表第三号中「七九〇」を「八〇〇」に、「四、〇六〇」を「四、一三〇」に改め、同表第四号中「九〇〇」を「九一〇」に、「二、七六〇」を「二、八一〇」に改め、同表第五号(一中「一、七七〇」を「一、八〇〇」に、「三、四八〇」を「三、五四〇」に、「五、一八〇」を「五、二七〇」に改め、同号(二中「七、七三〇」を「七、八七〇」に改め、同表第六号中

| | | | |
|-----|---|-----|----|
| 八四〇 | を | 八五〇 | に、 |
|-----|---|-----|----|

「一、八四〇」を「一、八七〇」に、「三、六〇〇」を「三、六六〇」に改め、同表第

平成31年3月22日 岡山県公報 号外

七号(一)中「八六〇」を「八七〇」に、「二、四六〇」を「二、五〇〇」に、「四、三七〇」を「四、四五〇」に、「四、七三〇」を「四、八一〇」に改め、同号(二)イ中「八、三一〇」を「八、四六〇」に改め、同(二)ロ(イ)中「二、八四〇」を「一、八七〇」に、「二、五八〇」を「二、六二〇」に改め、同ロ(ロ)中「一、七七〇」を「一、八〇〇」に、「二、九三〇」を「二、九八〇」に、「七、五四〇」を「七、六七〇」に改め、同号(三)中「九〇〇」を「九一〇」に、「三、〇四〇」を「三、〇九〇」に、「四、六〇〇」を「四、六八〇」に、「五、一〇〇」を「五、一九〇」に改め、同号(四)中「七、九一〇」を「八、〇五〇」に改め、同号(五)中「五、八二〇」を「五、九二〇」に、「二四、八八〇」を「二五、三四〇」に改め、同号(六)中「八一〇」を「八二〇」に改め、同表第八号(一)中「三、八七〇」を「三、九四〇」に改め、同号(二)中「一〇、二五〇」を「一〇、四三〇」に改め、同表第九号中「一・〇八」を「一・一」に改め、同表第十号中「二、五〇〇」を「二、五四〇」に、「五、二二〇」を「五、三二〇」に、「五、六四〇」を「五、七四〇」に、「四二、八二〇」を「四三、六一〇」に改め、同表第十一号中「一八、一三〇」を「一八、四六〇」に、「二四、一七〇」を「二四、六一〇」に、「二九、二六〇」を「二九、八〇〇」に、「三八、八五〇」を「三九、五六〇」に改め、同表第十二号中「一・〇八」を「一・一」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

平成31年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第九号

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則(平成十六年岡山県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七六〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に改める。

第二条 岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「二、〇八〇円」を「二、一一〇円」に、「八三〇円」を「八四〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七六〇円」に、「一、七六〇円」を「一、七九〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表芸術・文化ワークルームの項中「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

平成31年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十号

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則（平成十七年岡山県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の表中「一、八〇〇円」を「一、八三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇一〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四二〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第十一号

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則（昭和五十五年岡山県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表演台の項中「八五〇円」を「八六〇円」に改め、同表いすの項中

「いす」を「椅子」に改め、同表ストップウォッチの項

中「ストップウォッチ」を「ストップウォッチ」に改め、同表電光掲示板の項からレコードプレーヤーの項までの規定中「八五〇円」を「八六〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

平成31年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十二号

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則（平成十六年岡山県規則第一百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表テントの項中「八一〇円」を「八二〇円」に改め、同表陸上競技用具の項中「四、四二〇円」を「四、四九〇円」に改め、同表サッカー用具の項及びラグビー用具の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、〇四〇円」を「一、〇五〇円」に改め、別表の三の表記録室・放送室の項中「七三〇円」を「七四〇円」に改める。

第二条 岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表の二の表テントの項中「八二〇円」を「八三〇円」に改め、同表陸上競技用具の項中「四、四九〇円」を「四、五七〇円」に改め、同表サッカー用具の項及びラグビー用具の項中「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、〇五〇円」を「一、〇六〇円」に改め、別表の三の表記録室・放送室の項中「七四〇円」を「七五〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第十三号

岡山県家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県家畜保健衛生所条例施行規則（平成六年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、六三〇円」を「二、六五〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

平成31年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十四号

岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年岡山県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則

第一条中「岡山県営土地改良事業分担金徴収条例」を「岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例」に改める。

第四条中「分担金減免、徴収猶予申請書（別記様式）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第五条の前の見出しを「（特別徴収金の徴収等）」に改め、同条第一項中「規定により」を「知事が」に、「別表第二上欄」を「別表第二の一の表の上欄及び同表の二の表」に改め、同条第二項を削る。

第六条を削る。

第七条第一項中「第六条第三項の規定により」を「第六条第五項第一号の知事の」に、「別表第二」を「別表第二の一の表」に、「により同表下欄」を「に同じ、それぞれ同表の下欄」に改め、同条第二項中「第六条第三項の規定により」を「第六条第五項第一号の知事が」に、「ものとして承認する」を「と認める」に改め、同項第一号中「法律の」を「法令の」に改め、同項第三号中「前各号に定める」を「前二号に掲げる」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に改め、同条に次の二項を加える。

3 条例第六条第五項第二号の知事が特に納付の必要がないと認める場合は、前項各号のいずれかに該当する場合とする。

4 条例第六条第五項の規定による特別徴収金の免除を受けようとする者は、知事が別に定める申請書を当該事業の施行地域を所管する県民局長を経由して知事に提出しなければならない。

第七条を第六条とする。

平成31年3月22日 岡山県公報 号外

別表第一に次のように加える。

| |
|--------------------------------------|
| 土地改良施設突発事故復旧事業 |
| 百分の六十。ただし、農林水産大臣が定めるものにあつては、四十五分の二十五 |

別表第二中「第七条」を「第六条」に改め、同表の一の表中「農地以外」を「農用地以外」に、「特例分担金」を「特別徴収金」に改め、同表の二の表中「特例分担金」を「特別徴収金」に改める。
別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、平成三十一年度分
分担金から適用する。

平成31年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十五号

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二ピアノの項中「一、六二〇円」を「一、六三〇円」に改める。

第二条 岡山県立都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第一鶴鳴館の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「九四〇円」を「九五〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「八五〇円」を「八六〇円」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表鶴鳴館本館の項中「五七〇円」を「五八〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に改める。

別表第二陸上競技場・補助陸上競技場の項中「三〇、八五〇円」を「三一、四二〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、〇七〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「二〇、五六〇円」を「二〇、九四〇円」に改め、同表体育館の項中「八六〇円」を「八七〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に改め、同表テーブルコーダーの項、レコードプレイヤーの項及びテントの項中「八六〇円」を「八七〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

平成31年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百三十三号

平成二十一年岡山県告示第百十八号（工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表の備考第十号中「一・〇八」を「一・一」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産である土地の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

平成31年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百三十四号

岡山県保健所使用料額（昭和五十五年岡山県告示第二百七十二号）の一部を次のように改正し、平成三十一年十月一日から施行する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表の二の項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

平成31年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百三十五号

岡山県精神保健福祉センター使用料額（平成元年岡山県告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成三十一年十月一日から施行する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

「一・〇八」を「一・一」に改める。

◎岡山県人事委員会規則第八号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年岡山県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四百条第四項第二号」を「第四百条第七項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第九号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「第二条の二第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同条を第三条の二の二とし、第三条の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間外の勤務に係る上限時間等）

第三条の二 条例第二条の二の規定により正規の勤務時間外の時間に勤務することを命ずることができる時間は、必要最小限のものとし、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間の範囲内とする。ただし、複数の所属を兼務する職員、一年の中途において勤務する所属を異動した職員及び一年の中途において採用された職員については、別に定めるところによる。

一 次号に掲げる職員以外の職員 一年につき三百六十時間かつ一箇月につき四十五時間

二 特定業務（他律的業務及び特定の時期に集中して発生する業務をいう。）の比重が高い所属に勤務する職員 一年につき七百二十時間かつ一箇月につき百時間未満（ただし、一箇月につき四十五時間を超えて正規の勤務時間外の時間に勤務することを命ずることができる月数は、一年につき六月以内に限り、一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における一箇月当たりの平均時間が八十時間を超えない範囲に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、大規模な災害への対応その他の県民の生命、身体及び財産を保護するために緊急に対応する必要がある業務並びに県政運営上特に重要な業務であつて、緊急に対応することが真にやむを得ないと任命権者が認める業務に従事する職員に対しては、同項に定める時間を超えて正規の勤務時間外の時間に勤務することを命ずることができる。

3 任命権者は、前項の規定により職員に対して正規の勤務時間外の時間に勤務することを命ずる場合は、当該勤務することを命ずる時間を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該勤務することを命じた日が属する年度の末日の翌日から起算して六月以内に、当該勤務に係る要因の整理及び分析並びに当該勤務の内容の検証を行わなければならない。

第三条の三中「第二条の二第二項」を「第二条の三第一項」に改める。

第三条の四第一項中「第二条の二第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同項第四号中「第三条の二第一項」を「第三条の二の二第二項」に改め、同項第五号中「第三条の二第二項」を「第三条の二の二第二項」に改め、同条第二項中「第二条の二第一項」を「第二条の三第一項」に改める。

第三条の五中「第二条の二第二項」を「第二条の三第二項」に改める。

第三条の六中「第二条の二第二項」を「第二条の三第二項」に、「第二条の二第一項」を「第二条の三第一項」に改める。

第三条の七及び第三条の八中「第二条の三第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

第三条の九中「第二条の三第二項」を「第二条の四第二項」に、「第二条の三第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、この規則による改正後の第三条の二の規定は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）第六条第一項に規定する義務教育諸学校等の教育職員に対しては平成三十二年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成三十一年八月三十一日までの間は、この規則による改正後の第三条の二第一項第二号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以降の期間に限る。）」と読み替えて同号の規定を適用する。